

## 審 査 基 準

令和7年3月21日作成

法 令 名：道路交法
根 拠 条 項：第95条の2第11項
処 分 の 概 要：免許証の交付
原権者（委任先）：秋田県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交法施行規則第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請）第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等）、第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等）、第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付）
審 査 基 準：  （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（警察署等において申請が行われた場合については、秋田県警察の実情に応じた期間を定める。）
申 請 先：警察本部交通部運転免許センター又は住所地を管轄する警察署の交通窓口（秋田市内での手続きは運転免許センター）
問 い 合 わ せ 先：警察本部交通部運転免許センター 管理第二係 （電話 018-863-1111 内線 735-232）
備 考：